

スポーツ指導者育成委員会規定

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、財団法人日本ソフトテニス連盟寄附行為第 3 1 条の規程に基づいて設置された、スポーツ指導者育成委員会（以下「委員会」という）に関することを定める。

第 2 章 審議事項

第 2 条 委員会は財団法人日本体育協会の「公認スポーツ指導者制度」に基づき、競技別指導者の養成と資格認定に関する専門事項を審議する。

2. 前項に掲げる専門事項とは、次の各号をいう。

- (1) 講習の企画・運営に関する事。
- (2) 履修カリキュラム・教材に関する事。
- (3) 講師に関する事。
- (4) 講習・試験の免除ならびに合否判定に関する事。
- (5) 各種養成コース履修者の資格認定審査ならびに資格更新者の審議に関する事。
- (6) 資格に疑義を生じた者に対する判定に関する事。
- (7) 暫定措置に該当する者の資格移行審査に関する事。

3. 委員会が前項(4)(5)(6)(7)の各号に定める判定を行ったときは、直ちに財団法人日本体育協会に報告して、その承認を得るものとする。

第 3 章 委 員

第 3 条 この委員会には、次の委員を置く。

委員長	1 名
委員	若干名

第 4 条 委員は、財団法人日本ソフトテニス連盟において、同委員会委員、加盟団体役員、および学識経験者のうちから選出する。

2. 委員長は、財団法人日本ソフトテニス連盟より推薦する委員があたる。

第 4 章 任 期

第 5 条 委員の任期は 2 年間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

第 7 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

第 8 条 委員会が必要と認めたときは、委員会にその議事に関する者の出席を求め意見を聴取することができる。

第 6 章 専 門 部 会

第 9 条 この委員会に必要な専門部会をおくことができる。

2. 専門部会は、専門事項について協議し、委員会に意見を具申する。

第 7 章 本 規 定 の 変 更

第 10 条 本規定は、財団法人日本ソフトテニス連盟および本委員会の議決によって変更することができる。

2. その他委員会について必要な事項は、財団法人日本ソフトテニス連盟および本委員会で定める。

付 則 本規定は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

本規定は、平成 4 年 4 月 1 日から改訂する。

本規定は、平成 6 年 6 月 4 日から改訂する。